

○会議録

- 1 開会（事務局進行）
- 2 委嘱状交付（事務局より説明）
机上交付

事務局から各委員紹介・事務局職員紹介（事務局進行）

- 3 副町長挨拶
（山本副町長）

みなさんこんばんは。ただいま、皆さまには策定委員会委員の委嘱をさせていただきました。

皆さまには、計画を策定するにあたり、専門的あるいは町民の立場から、様々なご意見をいただきたいと思っております。現在の計画は平成26年度に策定し、その後平成29年度、令和2年度に見直しを行っていますが、その間にも障がい福祉を取り巻く環境は大きく変わってきています。

今回は、令和6年度から開始いたします第3期障がい者基本計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画、の策定になります。令和8年度には策定後の目標の達成状況や障がい施策の動向などを踏まえて、必要な見直しを行うとされています。

色々な課題はありますが、障がいに関する支援が、学校の卒業やサービスの終了などで途切れてしまうことがないように、乳幼児期から、成人期、高齢期に至るまで、それぞれの支援がつながるような体制が求められています。

福祉の課題を、福祉に携わる人間だけで考えないことが重要であり、色々な分野の人と考え合い、支え合える体制をつくることも必要です。

障がいのある人や、その家族を支え続けられる地域づくりをすすめていきたいと思っております。

策定委員の皆さまには、これらの課題も踏まえながら、お力添えいただき、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画の策定に向け、委員の皆さまのご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

- 4 委員長、副委員長の選出について
（事務局）

ありがとうございました。これより第1回策定委員会会議に移らせていただきます。本策定委員会の委員長の選出についてですが、委員長が選出されるまで事務局で進行

させていただきますのでご了解いただきたいと思います。

それでは策定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長は委員の互選により選出されることとなっております。どなたかご推薦等ございましたら、挙手をお願いいたします。

(佐々木委員)

前回は策定委員になられている、會田委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

只今、會田委員を委員長にとのご推薦がございました。他にご意見ありますでしょうか？

賛同される場合は、拍手をもってお願いします。

【委員一同拍手】

(事務局)

それでは委員長に會田委員が選出されましたので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(會田委員長)

會田です。責任の重さを感じていますが、皆さんの意見を十分に出していけるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(會田委員長)

続きまして、副委員長の選出に入りたいと存じます。策定委員会設置要綱第4条第2項の規定により副委員長は委員の互選により選出されることとなっております。皆さんよろしければ私の方から推薦させていただきたいのですがよろしいですか。

松田委員にお願いしたいのですがみなさんいかがでしょうか。

(委員一同拍手)

松田委員、よろしいですか。

【松田委員、承諾の意を示す】

(會田委員長)

それでは、松田副委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(松田副委員長)

松田です。息子が障害者で、サービスを利用しながら生活しています。
少しでもいい協議ができるように、進めてまいりますのでよろしくお願いします。

5 諮問

(會田委員長)

それでは、次第の5番目について事務局より進めてください。

(事務局)

これより副町長から本策定委員会に対し、第6期清水町障がい福祉計画策定第2期
清水町障がい児福祉計画策定に関する諮問を行います。山本副町長、よろしくお願いします。

(副町長)

【第3期清水町障がい者基本計画、第6期清水町障がい福祉計画、第2期清水町障がい
児福祉計画策定に関する諮問を行う。】

※諮問書を読み上げ、委員長へ手渡す。

(事務局)

副町長におかれましてはここで退席をさせていただきます。

※副町長退席

(會田委員長)

只今、清水町障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について意見を
求める旨の諮問がなされました。本策定委員会といたしましても、委員の皆様方
のご協力をいただき、審議を尽くし、適切な意見を答申したいと思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

6 議事

(會田委員長)

それでは、議事に移ります。(1)、(2)、(3)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【(1) 清水町障がい福祉計画策定委員会について説明】資料2 参照

(事務局)

【(2) 第5期清水町障がい福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画について説明】
資料3 参照

(事務局)

【(3) 第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画について説明】
資料4-1、4-2 参照

※別紙資料に基づいて説明。

(會田委員長)

事務局の方から清水町障がい福祉計画について説明がございましたが、委員の皆様からご意見質問ございませんでしょうか。

(鈴木委員)

事前に送付していただいた資料を読み込んできたつもりでしたが、中身はかなりのボリュームで、今説明をしていただきました内容についても、「多いなあ」と感じています。

もう少し早く送っていただけると、私たちもじっくり資料に目を通すことができます。事務局業務が大変であることはわかっていますが、次回からは、できる限り早めに送っていただきますよう、お願いします。

(事務局)

できる限り早めに送ることができるように努めます。

(佐々木委員)

この後の予定では、意識調査を実施すると思うのですが、実施内容や結果についても共有できるのでしょうか。

(事務局)

意識調査については、対象者へ送付した調査票と、その結果をまとめた調査結果は皆様にも送付します。

(會田委員長)

他にご意見質問ございませんか。無ければ、事務局の方から説明された内容を基本

として、皆さんと一緒に協議をしていくということで進めてまいりたいと思います。
事務局から第2回策定委員会の日程、連絡等がありますか。

7 第2回策定委員会について

(事務局)

第2回策定委員会ですが、意識調査を行い、その結果終了後の11月を予定していただきたいと思います。日程等は年内には第2回を開催できるように予定していきたいと考えています。

意識調査は18歳から64歳までの障害者手帳所持者、障害福祉のサービスを使っている方、または手帳を持っていなくても使っている方がいらっしゃるのそういった方にも送ります。

また、関係者への調査も実施します。対象は各町内会、自治会、農事組合長、民生委員児童委員、CS委員を想定しています。

児童の方は、別にきずな園を使われている方を中心になると思います。

8 閉会

(會田委員長)

今後の日程について事務局の方から今説明がありましたが、それについて皆さんの方からご意見ありますか。他になければ本日の策定委員会を閉会します。委員の皆様本日はありがとうございました。今後ともよろしく願います。

(事務局)

委員の皆様には少額ではございますが報償の支払いがございます。報償費につきましては、指定したいただいた口座への振込となりますので、よろしく願います。